

令和6年度「中核機関」事業計画

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関として、①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能等の各機能をさらに充実させ、成年後見制度のさらなる利用促進を図る。

併せて、市民にとって成年後見に関する相談窓口であることがわかりやすい名称変更を検討していく。

1 広報機能

(1) 講座の開催

令和6年度においては、終活を含む講座開催を予定

ア 「終活の始め方」講座

日時 令和6年8月27日(火) 午後2時～3時30分

講師 東京都消費生活総合センター職員

定員 25人程度

イ 「事例で学ぶ成年後見制度の基本」講座

日時 令和6年9月3日(火) 午後2時～3時30分

講師 社会福祉士

定員 25人程度

ウ 「将来に備えるための任意後見制度」講座

日時 令和6年10月3日(木) 午後2時～3時30分

講師 司法書士

定員 25人程度

エ 「公正証書遺言について学ぶ」講座

日時 令和6年11月28日(木) 午後2時～3時30分

講師 公証人(予定)

定員 25人程度

オ 関係者向け成年後見制度講座

日時 令和6年11月～12月頃を予定

講師 弁護士

(2) パンフレットの配布、広報紙やホームページ、フェイスブックを利用した周知活動を行う。

2 相談機能

(1) 成年後見制度に関する相談対応

ア 成年後見制度の利用相談

イ 福祉サービス利用に関する専門的な相談

ウ 福祉サービスの利用に際しての苦情相談

エ 判断能力不十分な人々の権利擁護相談

オ その他

(2) 司法書士による成年後見制度専門相談会の実施
奇数月の第2火曜日に開催予定(年6回)

- (3) 弁護士による福祉法律相談会の実施
偶数月の第2火曜日に開催予定（年6回）

3 成年後見制度利用促進機能

(1) 受任調整（マッチング）支援

ア 受任調整会議・支援検討会議の開催

第1回（臨時）	令和6年4月17日（水）
第2回	令和6年5月27日（月）
第3回	令和6年7月22日（月）
第4回	令和6年9月24日（火）
第5回	令和6年11月25日（月）
第6回	令和7年1月27日（月）
第7回	令和7年3月24日（月）

緊急ケース等の対応がある場合は、臨時で開催する。

また、権利擁護を必要とする個別事案や困難事例に関するケース検討ができるよう、受任調整会議から支援検討会議への移行を行う。

イ 親族後見人候補者の支援

(2) 地域連携ネットワークの構築

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制を整備

地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、医療機関や行政機関等と連携し、速やかに必要な支援に結び付けられるよう体制を整備する。また体制整備のため、地域の関係機関や専門職等と情報交換等を行う。

イ 本人を支援者や後見人等とともに支える「チーム」による対応

本人の状況に応じ、親族や福祉・医療・地域の関係者がチームとして関わる体制づくりを構築し、必要に応じて支援者会議を呼びかける等の対応を行う。

(3) 法人後見事業実施に向けた検討委員会の設置

法人後見事業の実施に向け、令和6年7月より法人後見事業検討委員会を設置し、法人後見事業の実施に関する具体的な検討（対象者、実施要綱案、体制について）を行う。

(4) 地域福祉権利擁護事業等関連制度との連携

ア 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へのスムーズな移行

イ 地域福祉権利擁護事業の対象拡大

判断能力を有する要支援・要介護高齢者及び身体障がい者等を対象に福祉サービス利用援助事業及び日常的金銭管理サービス、書類預かりサービスを実施する。

4 後見人等支援機能

(1) 後見人等のサポート

専門職後見人等や被後見人、親族、関係者等の相談に対応するとともに、必要に応じて同行訪問、支援者会議の参加等を行う。

(2) 親族後見人のサポート

親族後見人の相談に対応するとともに、親族後見人連絡会の実施や、選任後のアンケートを実施し、親族後見人のニーズの把握に努める。

5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能

成年後見制度の利用促進や地域における権利擁護支援を行うため、中核機関として市と連携を図りながら、市が設置したあきる野市成年後見制度利用促進協議会に事務局として出席する。

6 オンラインを活用した相談支援体制の整備

中核機関の相談支援体制の充実を図るため、ウェブ会議ツール等を利用したオンラインの活用を推進する。

具体的には、成年後見制度の相談を受ける際や、相談会、支援会議、講座等、状況に応じて、オンラインを活用し、対応する。